

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十九条第二項の規定に基づき、保険医登録の抹消の申し出がなされたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第六条の規定に基づき公示する。

令和七年六月二十五日

関東信越厚生局長 武田 康久

氏 名	登 録 の 記 号 及 び 番 号	抹 消 年 月 日
原 紀 文	東齒五八五五九	令和七年六月十三日